

## LOVESAIJO 燃料カード利用登録店募集要項

以下に記載する内容をよくご確認のうえ、LOVESAIJO 燃料カード利用可能店として登録される場合は、「西条市 LOVESAIJO 燃料カード利用店舗登録(変更・廃止)申請書」及び「口座振替登録書」に必要事項をご記入のうえ、申請を行ってください。

### 1 事業目的

燃料価格等の高騰の影響を受けている市民に対する生活支援として、ガソリン等に利用できる燃料カードを配付します。

### 2 事業内容

事業の名称	西条市家庭用燃料購入支援事業
ポイントカードの名称	LOVESAIJO 燃料カード(以下「燃料カード」という)
配布先	令和 6 年 1 月 1 日時点で西条市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主
配布物	1 世帯 5,000 円相当のポイントを付与した燃料カードを対象世帯に配布(1,000 円分×5 枚)
利用方法	燃料カードは市の登録店舗(ガソリンスタンド等)において、ガソリン、軽油または灯油代金の支払いに利用
カード発送時期	令和 6 年 2 月下旬より順次発送
カード利用期間	令和 6 年 3 月 1 日(金)から令和 6 年 4 月 30 日(火)まで

### 3 燃料カード利用店舗の登録について

ガソリン、軽油または灯油を取り扱う市内の給油事業者とします。

#### (1) 申込方法

「西条市 LOVESAIJO 燃料カード利用店舗登録(変更・廃止)申請書」及び「口座振替登録書」に必要事項を記入の上、下記まで持参、送付またはメールにてご提出ください。

#### 【提出先】

一般社団法人西条市 SDGs 推進協議会

〒793-0023 西条市明屋敷 131 番地 2(SAIJO BASE 内)

メールアドレス: mail@saijo-sdgs.net

(2) 申込期限

**令和 6 年 1 月 25 日(木) 17時必着**

※窓口提出の場合は、平日 9 時～17 時で、土日・祝日を除きます。

(3) 登録料

無料

(4) 登録の審査について

申請書受付後審査を行い、登録可能としたときは、後日ポスター、のぼり旗、QR コード読み取り端末(スマートフォン)等必要物品を送付します。

4 利用登録店における利用ポイント数に相当する額の請求について

一定の期間を設けて、システムにより集計し、後日、登録事業者が指定した口座へ振込みします。

【スケジュール】

QR コード読み取り期間 (利用登録店作業)	口座振込予定日
3月 1日～3月10日	3月29日(金)
3月11日～3月31日	4月30日(火)
4月 1日～4月15日	5月10日(金)
4月16日～4月30日	5月31日(金)

※募集開始時での予定のため、今後変更となる場合がございますので、予めご了承ください。(振込日に変更する場合は、事前にメールにて通知いたします。)

5 燃料カード取り扱い厳守事項等

- ・ガソリン、軽油または灯油に利用できます。(家庭用燃料に限る)
- ・利用登録店として市に登録された店舗のみで利用できます。
- ・1枚(1,000円相当のポイント)ずつ利用することができます。
- ・使用済みの燃料カードは、回収してください。
- ・有効期限を過ぎたカードは利用できません。
- ・購入額が残額の総額を上回る場合の差額は、購入者に自己負担してもらってください。
- ・購入額が残額を下回る場合のつり銭はお返ししないでください。
- ・カードの現金引き換えや、未使用分の払い戻しは禁止します。
- ・カードの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、市は責任を負いません。

6 利用登録店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ・燃料カード利用登録店であることが明確になるよう、利用登録店表示(のぼり旗・ポスター)

を利用者に分かりやすい場所に掲示してください。

- ・提示された燃料カードについて、色合いが明らかに違うなど、偽造された燃料カードと判別できる場合は、燃料カードの利用を拒否するとともに、速やかに燃料カード相談窓口に報告してください。
- ・燃料カードは、1枚ずつ「受領欄」に日付とサインを記載していただき、必ず QR コードを専用端末にて読み取りしてください。(読み取ったデータを基に口座振込を行います。)
- ・燃料カードの譲渡、貸与及び転売は行わないでください。

## 7 利用登録店の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合、ポイント代金請求の拒否や取扱店舗の登録取消、損害金が生じた際は、請求する場合があります。

## 8 その他留意事項

「LOVESAIJO燃料カード」利用登録店として市が登録した店舗は、燃料カードを使える店舗として店舗の名称、住所、電話番号等を記載したチラシを、対象世帯へのカード発送時に同封します。併せてホームページにも掲載します。

なお、募集は随時行いますが、申込期限(1月25日17時)を過ぎて登録申請があった場合は、市が登録した店舗として、ホームページへの掲載のみとなります。

### 【利用店舗登録に関する問い合わせ先】(本業務受託者)

一般社団法人西条市 SDGs 推進協議会

〒793-0023 西条市明屋敷 131 番地 2(SAIJO BASE 内)

電話番号: ①080-8144-6523

②090-4002-3220

メールアドレス: mail@saijo-sdgs.net

※電話対応は、平日 9 時～17 時で、土日・祝日を除きます。

※電話は時期により混み合う場合もございますので、その際はメールをご利用ください。

### 【本業務担当課】

西条市 市民生活部 くらし支援課

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

電話番号:0897-56-5151(代表)

メールアドレス:kurashishien@saijo-city.jp